



山水里ネット 最上川

2023

No. 94

山水里ネット最上川



地域で守り豊かな自然

山水里ネット

本区概要
(令和5年4月現在)

受益面積 6,482 ha
組合員数 1,732 人

新しくなった中央排水機場

〈 目 次 〉

理事長あいさつ	2
令和5年通常総代会開催	3
新役員・総代のご紹介 役員・総代のご勇退	4～5
令和5年度 主な事業一覧	6
令和5年度 予算	7
令和5年度 賦課金納入について	8
新 毒蛇・中央排水機 運転開始	9
水・土・里ネット掲示板（改良区からのお知らせ）	10～12

管内の用水状況は

↓ こちらから ↓



理事長あいさつ



理事長

田澤 伸一

残暑の候、組合員各位におかれましては益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。また、日頃より本区の業務運営並びに事業推進につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今年、本区の総代・役員は任期満了による改選の年を迎え、各地区より、総代定数五十六名のうち五十五名（うち新人二十六名）が選出され、役員は理事十一名（うち新人三名）、監事四名（うち新人一名、員外一名）で、新たな業務運営体制がスタートしました。この度の総代選挙は、土地改良法が改正され従来行われていた公職選挙法による選挙管理委員会の管理から、最上川土地改良区が管理主体となり、本区の総代選挙規程

に基づいた初の選挙となりました。土地改良事業は公共性が高いため、総代会による業務運営チェックや議案の審議は土地改良区の方

向を決定する重要な役割を担っています。組合員各位のご期待に沿うよう、総代・役員一同、在任期間の四年間、法令や定款そして総代会の議決を遵守し、誠心誠意業務を推進して参る所存であります。

さて、平成二十九年より実施されている「国営かんがい排水事業」の、毒蛇排水機場並びに中央排水機場は今年四月より運転が開始されております。この事業は、近年の異常気象による降水量の増加や土地の利用変化に伴う排水量の増加による湛水被害の軽減と、施設の老朽化を解消する目的で実

施されているものです。この五月八日の降雨の際は、排水路と河川が増水したため、稼働させました。排出水量が倍増したため運転時間の短縮や作業員の負担も軽減され働き方改革にもつながっています。9ページに旧排水機との違いを記載しております。

国営の排水対策事業は現在進行中であり、大和排水機場は令和六年度の運転開始に向け工事を進めております。また、西野排水機場も今年度より工事を開始し、令和七年度の運転開始を予定しております。生田排水機場は管理用工事道路の検討を行い令和六年度から工事着手を予定しております。

山地排水を上流域で放水し、下流域の湛水を軽減する清川地区の放水路は陸羽西線の線路の下を通すため、高屋地区のトンネル工事で運休中の今年度中に着手する予定です。また、関連事業として、昨年度、新規採択された「県営農村地域防災減災事業 最上川下流左岸（京田川）地区」では、家根合・西袋地区の排水路

三カ所に排水機を設置するための実施設計を行っており、「最上川下流左岸（最上川）地区」では、堀野排水路と新堀排水路に排水機を設置するため、令和六年度の採択に向け関係機関と協議を行っております。

このほか、今年度本区で実施予定の事業について申し上げます。「県営農業水利施設等保全高度化事業特別型（農地集積促進型）」では、令和元年度に事業採択された「長沼堰、町堰、廿六木堰」の三地区について引き続き改修工事を実施いたします。「堀野地区」では今年度と次年度に地区調査を行い、令和七年度の事業採択に向け進めております。「県営農地整備事業」の常万地区では令和三年度に区画整理が全て完了し、現在は地下かんがい工、並びに補完工事を実施しております。西興野地区では昨年度から着手された区画整理を引き続き実施して参ります。また、狩川東部地区については、来年度の県営事業採択の最終審査に向け、資料作成や関係機関との調整を行って

おります。また、幹線用排水路の草刈り作業の負担軽減と安全を確保するため、法面のコンクリート装工や溝畔の拡幅工事も補助事業を活用しながら進めております。

結びに、ロシアのウクライナ侵略から一年半が経過した現在でも戦争終結の見通しは立たず、農業大国ウクライナの農地が戦禍により甚大な被害を受けたことによる小麦の国際相場の高騰や円安の影響もあり原油価格が高止まりしたままで、我々の日常生活や営農活動に悪影響を及ぼしております。昨年は本区の利用排水施設の電気料が大幅に値上がりしましたが、高騰した分の九割超を、国や県、市や町からの支援で補填することができました。今後この非常時を乗り越えるため、あらゆる支出の再検討を通し組合員の皆さんの負担軽減に努めて参る所存であり、ますのでよろしく御願ひ申し上げます。ご挨拶と致します。



令和5年通常総代会開催

去る令和5年3月20日、令和5年通常総代会が本区和室棟大会議室において開催されました。総代現数54名のうち52名が出席し、議長に立川地区選出の村井富雄総代が指名され、田澤理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され全議案とも原案通り承認、可決されました。

【令和4年度】

報告事項

報告第1号 監査報告について

議決事項

- 総議第15号 西野排水機場敷地の寄附申請について
- 総議第16号 西野排水機場吐出水槽の寄附申請について
- 総議第17号 大和排水機場敷地の寄附申請について
- 総議第18号 大和排水機場吐出水槽の寄附申請について
- 総議第19号 県営常万地区ほ場整備事業の計画変更について
- 総議第20号 令和4年度県営西興野地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金の変更について
- 総議第21号 令和4年度最上川土地改良区費収入支出第3回補正予算について

【令和5年度】

承認事項

- 総認第1号 最上川土地改良区金庫設置規程の一部改正について
- 総認第2号 最上川土地改良区職員給与額及び支給規程の一部改正について

議決事項

- 総議第1号 最上川土地改良区定款の一部変更について
- 総議第2号 最上川土地改良区規約の一部改正について
- 総議第3号 最上川土地改良区報酬額、費用弁償額及び支給規程の一部改正について
- 総議第4号 農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）最上川下流左岸（最上川）地区の実施について
- 総議第5号 水利施設等保全高度化事業（水利施設集約再編型）堀野地区の実施について
- 総議第6号 令和5年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について
- 総議第7号 令和5年度県営西興野地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について
- 総議第8号 令和5年度賦課金徴収方法について
- 総議第9号 令和5年度地区除外決済金の基準について
- 総議第10号 令和5年度最上川土地改良区費収入支出予算について



議長の村井富雄総代



質問する阿部利勝総代

任期満了による総代選挙が令和 5 年 3 月 27 日に行われ、総代定数 56 名に対し 55 名（内新人 26 名）が選出されました。また、4 月 24 日に開催された臨時総代会において、任期満了による役員（理事・監事）の総選挙が行われ、理事 11 名（内新人 3 名）、監事 4 名（内新人 1 名、員外 1 名）が選出されました。

そして、理事による互選によって正副理事長が、監事による互選によって総括監事がそれぞれ選出され、新たな役員体制が決定しました。

第 5 区(八栄里)	第 4 区(常万)	第 3 区(大和)		第 2 区(十六合)	第 1 区(立川)	
 齋藤 秀基 副理事長 吉岡	 齋藤 英俊 理事 工務副会長 常万	 乙坂 光洋 総代 工務委員 古関	 齋藤 敦 理事 工務部会長 沢新田	 今野三代志 理事 工務部会員 返吉	 佐藤 晋 総代 工務委員 添津	 田澤 伸一 理事長 東興野
 岡部 修 総代 総務委員 茗荷瀬	 佐藤 正一 総代 総務委員 常万	 小林 秀充 総代 工務委員 南野	 阿部 耕祐 総代 総務委員 小出新田	 佐藤 透 監事 南興屋	 佐藤 浩紀 総代 総務委員 馬場	 大川 繁樹 理事 工務部会員 田町
 富樫 正博 総代 工務委員 西小野方	 押切 朝明 総代 工務委員 余目新田	 工藤 祐生 総代 総務委員 赤淵新田	 齋藤 淳 総代 工務副委員長 連枝	 上野 久志 総代 総務委員 吉方	 阿部金一郎 総代 工務委員 烏町	 本間 俊 監事 三ヶ沢
	 五十嵐幸彦 総代 工務委員 中堀野			 富樫 光 総代 工務委員 本小野方	 鈴木 雅彦 総代 総務委員 烏町	 村井 富雄 総代 工務委員長 西興野
				 西村 修 総代 総務委員 前田野目	 農くわだ 高橋 京介 総代 工務委員 桑田	 門脇 均 総代 総務委員 荒鍋

役員・総代退任者

高橋 弘様 (会計担当理事4年、理事4年)	佐藤 晋様 (理事 4 年、総代 4 年)
原田 徹様 (総代 8 年)	大瀧 茂様 (総代 8 年)
小野寺 芳昌様 (総代 8 年)	工藤 良典様 (総代 8 年)
工藤 忠一様 (総代 8 年)	奥山 豊様 (総代 8 年)
押切 克則様 (総代 8 年)	佐藤 賢治様 (総代 8 年)
和島 昇様 (総代 8 年)	石井 光雄様 (総代 8 年)
渡部 幸喜様 (総代 8 年)	本間 浩樹様 (総代 4 年)
渡邊 俊様 (総代 4 年)	原田 誠様 (総代 4 年)
高橋 克巳様 (総代 4 年)	池田 一裕様 (総代 4 年)
佐藤 剛様 (総代 4 年)	田中 宰様 (総代 4 年)
鈴木 雅浩様 (総代 4 年)	伊藤 和久様 (総代 4 年)
廣井 一治様 (総代 4 年)	

皆さま長い間
ありがとう
ございました



新役員・総代のご紹介

総代任期：令和5年4月15日から令和9年4月14日まで

役員任期：令和5年5月9日から令和9年5月8日まで

第11区(東栄)



加藤 久
総代
工務委員
添川



廣井 仁士
総代
総務委員
鷺畑

第9区(広野)



熊谷 護
総代
総務委員
大洲

第10区(長沼)



上田 廣紀
理事
総務部会長
宮東



伊藤 敏
総代
総務委員
十文字



板垣 博也
総代
総務委員
上新田



大久保 啓
総代
工務委員
西小路

第8区(新堀)



(農)かどた 柿崎 隆之
総代
総務委員
門田



堀 智幸
総代
工務委員
板戸



池田 喜雄
総代
工務委員
局



佐藤 洋
理事
総務部会長
新堀



富樫 勇
総代
総務委員
落野目



園部 喜一
総代
工務委員
丸沼

第7区(栄)



成田 浩輝
理事
総務部長
落合



坂本 正市
総代
総務委員長
久田



阿部 利勝
総代
工務委員
西野



太田 博之
総代
工務委員
家根合



松浦 史和
総代
総務委員
宮曾根

第6区(余目)



大滝 義和
総代
工務委員
跡



北川 庄一
総代
総務副委員長
榎木



佐藤 英樹
総代
総務委員
廿六木



株結米屋 佐藤 幸春
総代
工務委員
茶屋町



高橋 幸一
総代
工務委員
千河原



三浦 寛
会計担当理事
総務部会長
御殿町



日下部崇喜
理事
総務副部会長
榎島



遠田 聡
総括監事
竹田



佐藤 啓一
総代
総務委員
館



高橋 幸一
総代
工務委員
千河原

員外監事



上林 久恭
西小野方

役員・総代のご勇退



永年勤続表彰者のお三人
中央左から 門脇雅彦様 西村俊様

任期満了による改選に伴い、役員（理事・監事）及び総代合わせて25名の方が後進に道を譲られました。長い間、最上川土地改良区の事業推進、発展に献身的にご尽力頂きまして、心より感謝を申し上げます。

永年勤続表彰者

西村 俊 様 (総括監事4年、監事4年、総代12年)
門脇 雅彦 様 (理事8年、総代4年)

令和5年度 主な事業一覧

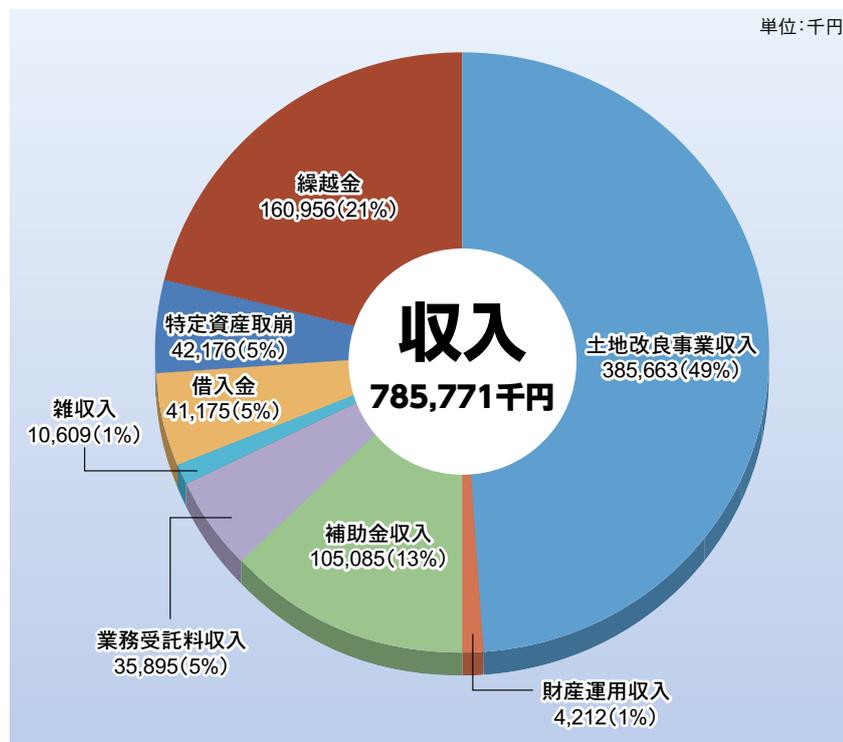
事業名	地区	総事業費 (百万円)	予定工期	対象施設及び予定工事箇所
国営かんがい排水事業	最上川下流 左岸地区	16,100	H29～R11	排水機場 (改修5箇所、新設1箇所)、 排水路等(5.6km)、 水管理施設(一式)
県営水利施設等保全高度化事業 (農地集積促進型)	町堰地区	550	R元～R8	町堰(1,719m)、 西野第二揚水機(電気設備)、 宮曾根揚水機(電気設備)、 同組堰(661m)
	廿六木堰地区	130	R元～R5	廿六木堰(851.1m)、 末端放流施設(転倒ゲート)
	長沼堰地区	551	R元～R8	長沼堰(5,489.3m)、 長沼第五揚水機(改修)、 十文字堰(1,102.1m)
県営農村地域防災減災事業 (用排水施設等整備事業)	京田川地区 (長沼地区)	593	H26～R5	勝楽塚排水路、 長沼排水路(排水機)
	最上川下流左岸 (京田川)地区	1,260	R4～R11	排水機場(新設3箇所)
県営農地整備事業 (経営体育成型)	常万地区	2,860	H28～R7	対象面積：114.5ha 標準区画 200m×50m=1.0ha、 パイプライン、地下排水路、 地下かんがい(暗渠排水)
	西興野地区	923	R元～R10	対象面積：47.0ha 標準区画 200m×60m、 パイプライン、地下排水路、 地下かんがい(暗渠排水)
基幹水利施設管理事業	最上川下流地区	27 (本年度)	H14～	北楯頭首工、北楯大堰、 最上川取水口、 東興野揚水機場、中央管理所
農業基盤整備促進事業	最上川2地区	90	R3～R5	溝畔整備 (京島排水路、新余目堰、 添津排水路、提興屋排水路、 毒蛇排水路)
地域農業水利施設 ストックマネジメント事業	最上川2地区	62	R4～R6	落野目第二揚水機、 十六合第二・第四揚水機、 荒鍋揚水機

詳しくお知りになりたい方はHPをご覧ください

<https://www.mtsn-mogamigawa.jp> 右のQRコードからもアクセス可能です →



令和5年度予算



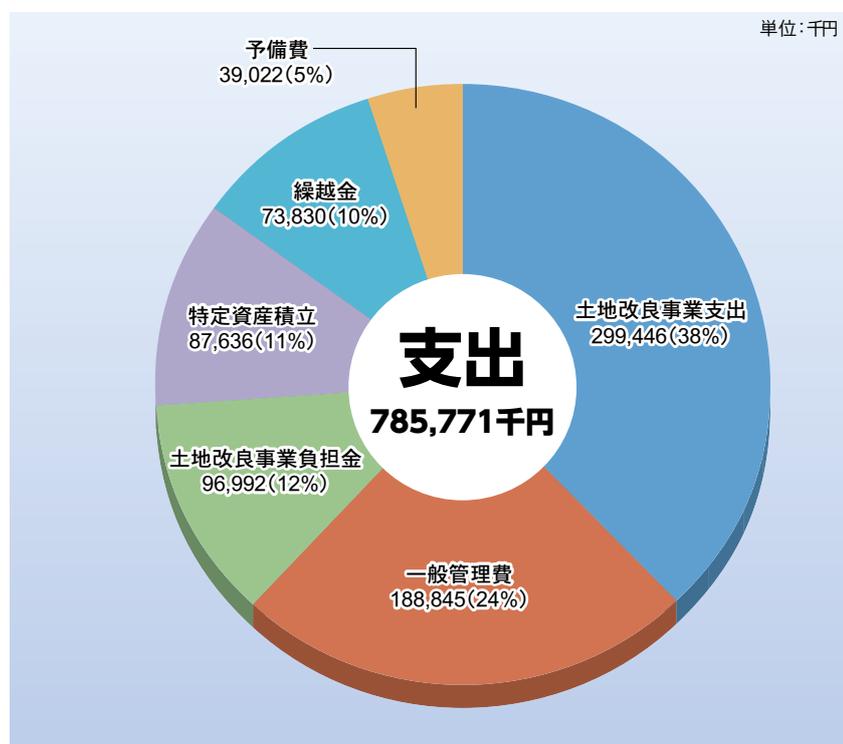
(単位：千円)	
土地改良事業収入	385,663
経営賦課金	373,851
特別賦課金	10,851
決済金	961
財産運用収入	4,212
※1 補助金収入	105,085
業務受託料収入	35,895
※2 雑収入	10,609
※3 借入金	41,175
特定資産取崩	42,176
繰越金	160,956
合計	785,771

※1

※2

※3

- ※1 事業に対する国県市町からの補助金
- ※2 ほ場整備事業（簡易整備含）地元負担金の借入金
- ※3 資産積立金からの繰入



(単位：千円)	
土地改良事業支出	299,446
維持管理費	179,838
事業費	79,550
受託業務費	40,058
一般管理費	188,845
運営事務費	175,615
事務所費	13,230
土地改良事業負担金	96,992
県営水利施設整備事業等	15,186
基幹水利事業	5,586
ほ場整備事業	41,175
借入金返済	35,045
※1 特定資産積立	87,636
※2 繰越金	73,830
予備費	39,022
合計	785,771

※1

※2

- ※1 現在実施している県営事業の負担金や国営事業の将来負担金の積立等
- ※2 次年度の賦課金が入るまでの運営資金

予算のポイント

電気・燃料費の高騰に対応するため、行政庁の補助金や交付金を有効に活用し、賦課金の単価を前年同様としています。

令和5年度 賦課金納入について

令和5年度、賦課金は次の通りです。これは令和5年3月20日に開催された通常総代会で議決されたものです。

賦課金、納入期限、賦課期日

賦課種別		賦課金 (10a当たり)	納入期限	賦課期日
一般	第1期	3,400円	令和5年7月18日	令和5年4月1日
	第2期	2,100	令和5年11月15日	
十六合地区維持管理		2,500	令和5年7月18日	
家根合地区維持管理		2,500		
常万地区維持管理		3,000		
県ほ家根合地区特別賦課金		4,200	令和5年11月15日	
県ほ常万地区特別賦課金		3,500		
県ほ西興野地区特別賦課金		4,000		

※賦課金の納入が遅れますと**年利10.95%の延滞金**が課せられます。期限までの納入をお願いいたします。

令和3年度より口座振替分の領収証の発行を廃止させて頂いております。

- ・賦課金額については毎年6月に送付しております「賦課金通知書」、支払いは「通帳」で確認できるため、確定申告においても支障ありません。
- 尚、事情により領収書が必要な場合は**財務係 (0234-43-2256)** までご連絡をお願いします。

県営ほ場整備事業年度別特別賦課金 (計画)

10a当たり

年度	工区・地区	家根合	摘要
R5	}	4,200円	
R8			
R9		2,600円	完了

- ※賦課金の額は補助金額の変更等により変わる場合があります。
- ※借入金は各工区・地区の責任で返済しております。滞納しないようにお願いします。
- ※常万・西興野地区農地整備事業については、農用地集団化の実績に基づく促進費の交付状況により、支払い計画が確定しますので、決まり次第お知らせします。

令和5年度 地区除外決済金の基準について

10a当たり

	①全地区共通 決済金	②各地区維持管理費 将来負担決済金	③各県営事業地区毎決済金 (償還残金、残事業費等)	合計	付記
(ア)(イ)~(カ)以外の土地	83,740円			83,740円	
(イ)十六合		63,775円		147,515円	
(ウ)家根合		47,324円		131,064円	圃場整備実施地区内償還済の土地
(エ)家根合			14,720円	145,784円	圃場整備実施地区内未償還の土地
(オ)常万			202,584円	286,324円	圃場整備実施地区
(カ)西興野			159,799円	243,539円	圃場整備実施地区

新 毒蛇・中央排水機 運転開始

毒蛇排水機と中央排水機は国営事業により 新しく能力アップし令和5年度より運転可能

近年の降雨量の増加や宅地・商業施設の増加により地区内の排水施設に能力以上の排水が流入し湛水被害が生じています。また、施設の経年劣化により油漏れや故障など排水機能に支障をきたしているため、平成29年度より農林水産省 東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業により排水機5機場の改修と1機場の新設を順次進めています。

【能力】

毒蛇排水機	排出量 9.35m ³ /s (口径1,200mm×3台)	⇒	<u>12.90m³/s</u> ⇒ 口径1,200mm×4台	約1.4倍
中央排水機	排出量 5.30m ³ /s (口径950mm×3台)	⇒	<u>11.20m³/s</u> ⇒ 口径1,350mm×3台	約2.1倍

【操作性】

旧機場・・・ 各機器を1つ1つ手で稼働させるため、運 転するまでに時間と技術を要する	⇒	新機場 ボタン1つの操作で運転可能(水位自動感知) となり、稼働までの時間が短縮
--	---	--

【労力面】

旧機場・・・ 複数の除塵機から集積された塵を人力で集積	⇒	新機場 ベルトコンベアで集積するため作業員の負担 軽減
--------------------------------	---	-----------------------------------

効

令和5年5月8日 降雨により排水路と河川が増水し排水機を運転しました。

旧機場で運転した場合と新機場で運転した場合の比較

毒蛇排水機	旧機場で運転した場合 約26時間	⇒	新機場で運転した時間 <u>18時間</u> (R5.5.8 am8:45から稼働開始)	8時間短縮
中央排水機	旧機場で運転した場合 約9時間30分	⇒	新機場で運転した時間 <u>4時間30分</u> (R5.5.8 am9:30から稼働開始)	5時間短縮



新 毒蛇排水機場内



新 中央排水機場内

水・土・里ネット掲示板

こんなときは届出をしてください！

- ◎ 農地の権利移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき



『組合員資格得喪通知書』

組合員資格得喪通知書						
下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。						
現資格者	氏名	京田川 太郎		印		
新資格者	氏名	最上川 一郎		印		
最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一 殿						
1. 資格得喪対象の土地						
市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245

【届出用紙記入例】

※賦課金は毎年4月1日現在までに届出（組合員資格得喪通知書）のあった土地面積に応じて負担して頂いております。

届出が遅れますと当事者間（貸手、借手）での清算となりますので御承知願います。

※賦課金とは、施設の維持管理費・運営事務費や事業の借入返済金などに充てるお金です。受益者は受益面積に応じて負担するというのが賦課金の仕組みです。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（台帳等の修正の為）が必要となります。

- ◎ 田を転用する時
- ◎ 田を畑として利用する時
- ◎ 田が公共事業などで買収される時



『土地除外申請書』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。これらの手続きが行われないと、土地原簿から除外できない為、次年度以降も賦課金を支払うこととなりますので注意してください。

ご注意ください！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の権利移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんので注意してください。

賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

賦課金の未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

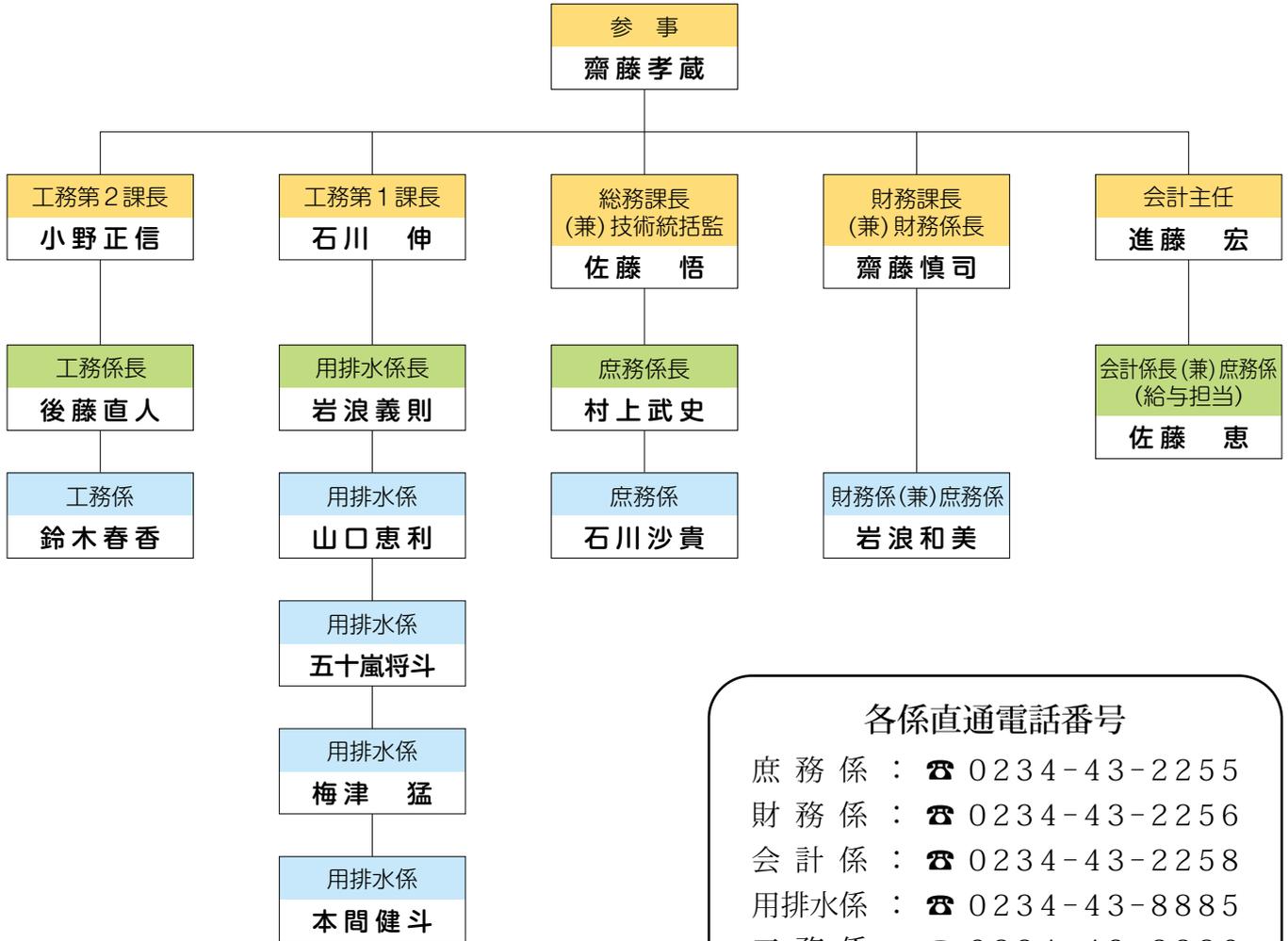
令和5年度 職員配置図

(令和5年5月1日現在)

事務所の人員配置

〔職員17名〕

令和5年5月1日付けの人員配置です。



各係直通電話番号

庶務係 : ☎ 0234-43-2255

財務係 : ☎ 0234-43-2256

会計係 : ☎ 0234-43-2258

用排水係 : ☎ 0234-43-8885

工務係 : ☎ 0234-43-8886

令和6年度採用 施設管理員募集

経験のある方・ない方問わず、元気な方の応募をお待ちしております！

- 募集人員 : 若干名
- 応募資格 : 最上川土地改良区管内に在住で概ね67歳までの健康な方
- 勤務内容 : 水路看視業務及び揚排水機運転業務
- 受付期間 : 令和6年1月31日(水)まで
- 提出書類 : 履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
- 賃金 : 日額 7,520円
- 雇用期間 : 令和6年4月中旬～令和6年9月中旬又は11月下旬



農業用水期間について

令和4年度から代掻き期間が20日間に変わりました。
5月初旬からの代掻き用水は需要が多いため、
早めの作業で用水の有効利用に心がけてください。

代掻期：4 / 21～5 / 10 (20日間)

普通期：5 / 11～9 / 15

水田への水掛けは**4 / 21～9 / 15**までとなっております。
それ以外は**河川法に違反となりますので絶対にしないでください。**

河川名	施設名	期 別 ← 農業用水期間 →				年間総 取水量	摘 要
		点検用水 4月16日～4月20日 (5日間)	代掻き期 4月21日～5月10日 (20日間)	普通期 5月11日～9月15日	非灌漑期 9月16日～翌年4月15日		
最上川	最上川取水口	0.964 ^{m3/s}	11.695 ^{m3/s}	13.925 ^{m3/s}	— ^{m3/s}	139,840 ^{千m3}	許可水利権
立谷沢川	北楯頭首工	1.775	9.199	1.799	1.775	—	許可水利権
	計	2.739	20.894	15.724	1.775		

水路・ため池等転落防止について

8月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。
この期間は夏の暑さによる体調不良や気の緩みにより、例年、
水難事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板
等の設置を行っております。また、教育委員会を通して、小学
校や幼稚園への指導要請を行っているところですが、地域や家
庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお
願い致します。



第2回 草刈実施期間

本区管理施設、第2回草刈実施期間は
以下の予定です。

**令和5年9月1日(金) から
令和5年9月15日(金) まで**

※草刈開始時期については、各地区の農協の指導に
合わせて進めてください。

**皆さまからのご意見・
ご要望がございましたら
お寄せください**

✉ info@mtsn-mogamigawa.jp

FAX 0234-43-2257

ホームページのお問い合わせからも送信できます。